

技術提案書に係る評価基準

別紙-1

業務名 橿原公苑新弓道場新設および競技場等改修基本・実施設計業務
 業務番号 ス振第6号
 業務場所 奈良県橿原市畝傍町 地内

●配置予定技術者・企業の経験及び能力等（技術点その1）

簡易型（価格評価点：技術評価点＝1：1）

評価項目	評価基準	技術点		
		評価点	小計	合計
配置予定技術者・企業の経験及び能力等 ※1	建築（構造） 主任担当技術者資格を次のとおり評価する。 ①構造設計一級建築士 ②一級建築士 ③二級建築士 ④上記①②③以外	① 6 ② 4 ③ 2 ④ 0	6	37 ※4
	電気設備 主任担当技術者資格を次のとおり評価する。 ①設備設計一級建築士 ②一級建築士 ③二級建築士又は建築設備士 ④上記①②③以外	① 6 ② 4 ③ 2 ④ 0	6	
	機械設備 主任担当技術者資格を次のとおり評価する。 ①設備設計一級建築士 ②一級建築士 ③二級建築士又は建築設備士 ④上記①②③以外	① 6 ② 4 ③ 2 ④ 0	6	
	公園整備 主任担当技術者資格を次のとおり評価する。 ①技術士（総合技術監理部門（建設））の「都市及び地方計画」 ①技術士（建設部門）の「都市及び地方計画」 ②建設コンサルタント登録規定第3条第1号ロに該当する者の「都市計画及び地方計画」 ②シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）の「都市計画及び地方計画」 ③上記①②以外	① 6 ② 2 ③ 0	6	
業務経験	平成27年4月1日以降、本業務の公告日までに完了した同種業務又は類似業務の元請実績を次のとおり評価する。 同種業務A： 近のおよび遠の射場を備えた弓道場の新築、増築又は改築の設計業務（※2）（※5） 同種業務B： 延べ面積が2,000㎡以上（1棟あたり）のスポーツ施設の新築、増築又は改築の設計業務（※2）（※5）（※6） ①同種業務AおよびBの実績がある ②同種業務Aの実績がある ③同種業務Bの実績がある ④上記①②③以外	① 6 ② 3 ③ 3 ④ 0	6	
専門技術力	令和3年4月1日以降、令和7年3月31日までに完了した奈良県県土マネジメント部発注の建築設計業務の委託業務等成績評定点を、次のとおり評価する。（※3） ①65点以上（業務成績評定点の平均値－65）× 0.2 ②60点以上65点未満（業務成績評定点の平均値－65）× 0.4 ③60点未満（業務成績評定点の平均値－65）× 0.3	Max 7	7	

- ※1 「配置予定技術者の経験及び能力」、「企業の経験及び能力」の状況等を明確に判断できる資料が添付されていない場合は、加点しない。
- ※2 発注機関が、国、都道府県、市町村、特殊法人等又は公共法人の業務とする。（「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む。「公共法人」とは、法人税法第二条第5号に規定する別表第一に掲げる法人とする。）
- ※3 契約金額100万円以上の奈良県県土マネジメント部発注業務の業務実績がない場合は65点として評価は0点とする。委託業務等成績評定点の平均値及び技術点は、小数第3位以下を切り捨てし小数第2位まで算出する。「奈良県県土マネジメント部」には、まちづくり推進局及び土木事務所等出先機関を含む。「建築設計業務」には、建築工事監理業務（建築意匠、建築構造、電気設備及び機械設備に係る工事監理業務）は含まない。
- ※4 技術点その1の技術点合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- ※5 修正設計業務を除く。
- ※6 スポーツ施設とは球場・スタジアム・アリーナ・競技場・体育館等を指す。

●業務の実施方針（技術点その2）

評価項目	評価の着目点	技術点			
		評価点	小計	合計	
業務理解度、組織力、実施手順	業務理解度	実施方針について、目的、条件及び内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	※※	10	30
	組織力 ※7	組織力を次のとおり評価する。 ①構造、電気設備及び機械設備主任担当技術者の全てに雇用関係（※8）がある。 ②構造、電気設備又は機械設備主任担当技術者のいずれか2名に雇用関係がある。 ③構造、電気設備又は機械設備主任担当技術者のいずれか1名に雇用関係がある。 ④上記①②③以外	① 10 ② 8 ③ 4 ④ 0	10	
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	※※	10	

- ※7 「組織力」の状況等を明確に判断できる資料が添付されていない場合は、加点しない。
- ※8 「雇用関係」とは、技術提案書の提出の締め切り以前に3ヶ月以上の雇用関係があることとする。
- ※※の評価値は、審査員による5段階評価（100%・75%・50%・25%・0%）を行い、その平均点により算出する。このとき、小数第3位以下が生じた場合は、切り捨てにより小数第2位まで算出する。

合計 67

●総合評価の方法

■評価値の算出方法

評価値＝価格評価点＋技術評価点

□価格評価点の算出方法

価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（1－入札価格／入札書比較価格（※））

（※）入札書比較価格・・・予定価格の消費税及び地方消費税抜きの金額

価格評価点の配分点は、『60点』とする。

□技術評価点の算出方法

技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

価格評価点および技術評価点は、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出する。